

議第50号

特定の事務を取り扱う郵便局の指定について

本市の特定の事務を取り扱う郵便局を次のように指定する。

令和6年3月1日提出

京都市長 松井孝治

郵便局の名称	京都静海市原郵便局、周山郵便局及び伏見羽束師鴨川郵便局
取扱事務	地方公共団体の特定の事務の郵便局における取扱いに関する法律第2条第6号及び第7号に掲げる事務
指定期間	令和6年4月1日から令和7年3月31日まで ただし、当該指定期間の満了の3箇月前までに、本市及び日本郵便株式会社のいずれもが委託事務の取扱いを廃止する旨の意思表示をしないときは、当該指定期間を更に1年間延長することとし、以後も同様とする。

提案理由

本市の特定の事務を取り扱う郵便局を指定する必要があるため提案する。